

「第 2 次循環型社会形成推進基本計画」の概要について

平成 2 0 年 2 月
環 境 省

1 . 第 2 次循環基本計画のポイント

新たに以下の内容を充実・強化し、循環型社会の形成を一層推進。

循環型社会と低炭素社会・自然共生社会への取組の統合
地域再生にも寄与する「地域循環圏」の構築
数値目標の拡充に加え、補助指標やモニタリング指標を導入
各主体が連携・協働した 3 R の取組
3 R の技術とシステムの高度化
国際的な循環型社会形成に向けた我が国の主導的な役割

2 . 第 2 次循環基本計画の概要

【第 1 章 現状と課題】

第 1 次計画に基づく関係主体の努力により、資源生産性の向上、循環利用率の増加、最終処分量の減少等、循環型社会の形成に一定の成果。一方、世界的な資源制約、地球温暖化問題等への対応の必要性が増大。このため、国内・国際的に循環型社会の形成を一層推進する必要。

【第 2 章 循環型社会形成の中長期的なイメージ：2025 年頃まで】

低炭素社会や自然共生社会に向けた取組と統合した「持続可能な社会」が構築。

長期優良住宅の普及などにより、「ストック型社会」が形成。

地域特性や循環資源の性質等に応じた最適な規模の循環の形成による重層的な「地域循環圏」が構築。

このほか、「もったいない」の考え方に即したライフスタイルの定着、関係主体の連携・協働による取組の加速化、ものづくりなど経済活動における 3 R の浸透、3 R と廃棄物処理システムの高度化、など。

【第 3 章 指標及び数値目標（目標年次：2015 年度）】

循環型社会への進捗状況の把握を目的とした物質フロー指標である、「資源生産性」「循環利用率」「最終処分量」の数値目標を強化。低炭素社会への取組との連携に関する指標（廃棄物分野の排出削減対

策の目標)や、「隠れたフロー・TMR」をモニタリング指標として新たに設定。

また、取組目標においても、1人1日あたりに家庭から排出するごみの量を20%削減するといった数値目標の設定、モニタリング指標として「マイバッグ持参率」・「ごみ処理有料化実施自治体率」などを新たに導入。

【第4章 各主体の連携とそれぞれに期待される役割】

目標の達成に向けて、国民、NGO/NPO、大学、事業者、地方公共団体など関係主体の連携と協働の下、それぞれの役割を果たすことが重要。

- ・国民はマイ箸、マイバッグの利用などライフスタイルの変革、
- ・NGO/NPO・大学等は連携・協働のつなぎ手や専門的知見の充実、的確な情報の発信、
- ・事業者は3Rの徹底や廃棄物処理の高度化、産業間連携等、
- ・地方公共団体は地域の循環型社会形成推進の中核として、関係主体の連携・協力の推進、といった役割をそれぞれ期待。

【第5章 国の取組】

国の取組としては各主体とのパートナーシップを図りつつ、低炭素社会・自然共生社会との統合的な施策の推進、地域循環圏の構築、3Rに関する国民運動等を推進。

また、循環型社会ビジネスの推進や、3Rの技術とシステムの高度化、施策の進捗状況の評価・点検するための情報把握や人材育成を推進。

さらに、東アジア循環圏など、国際的な循環型社会の構築に向けた国際的な貢献を行うための施策を展開。

3. 計画策定の経緯と今後の予定

- 第1次循環型社会形成推進基本計画については、循環型社会形成推進基本法第15条に基づき、循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、平成15年に策定。
- 計画策定後5年を目途に見直しを行うこととされており、昨年7月頃より、中央環境審議会において見直しの審議を行ってきたところ。
 - ・2月25日 中央環境審議会循環型社会部会 素案了承(予定)
 - ・2月26日 パブリック・コメント(～3月10日)
- 政府においては、上記の審議を踏まえ、平成19年3月末を目途に、第2次循環基本計画の閣議決定を行い、国会に報告する予定。

第2次循環型社会形成推進基本計画のポイント

現状と課題

- 関係主体の取組により、最終処分量の減少など循環型社会の形成の推進に一定の成果
- 世界的な資源制約、地球温暖化等の環境問題への対応の必要性
3Rの徹底など国内外において循環型社会の形成をより一層進めていくことが課題。

循環型社会形成の中長期的なイメージ（2025年（平成37年）頃までに）

- 「低炭素社会」や「自然共生社会」に向けた取組とも統合した、「持続可能な社会」の実現
- よい良いものも多く蓄積され、それを活かした豊かさが生まれる「ストック型社会」の形成
地域の特性に応じた循環型社会（地域循環圏）、「もったいない」の考えに即したライフスタイル、関係主体の連携協働、ものづくりなど経済活動における3Rの浸透 など

指標及び数値目標（数値目標：平成27年度）

【1 物質フロー指標】

(1) 数値目標

「入口」：資源生産性	約42万円/トン（平成12年度から約6割向上）
「循環」：循環利用率	約14～15%（平成12年度から約4～5割向上）
「出口」：最終処分量	約23百万トン（平成12年度から約6割減少）

(2) 「低炭素社会への取組との連携に関する指標」等を補助指標として設定

(3) 地球規模の環境問題の認識を広める指標である「隠れたフロー・TMR」などを、**推移をモニターする指標**として設定

【2 取組目標】

(1) 数値目標

一般廃棄物の減量化

産業廃棄物の最終処分量

国民の3Rに関する意識・行動

循環型社会ビジネスの推進

(ア) 1人1日当たりのごみ排出量	約10%減(平成12年度比)
(イ) 1人1日当たりの家庭ごみ排出量	約20%減(平成12年度比)
(ウ) 事業系ごみの総排出量	約20%減(平成12年度比)

約60%減(平成12年度比)

意識：約90% / 行動：約50%

循環型社会ビジネス市場規模 約2倍(平成12年度比)等

(2) 「レジ袋辞退率」や「3R取組上位市町村」など、各主体の取組の**推移をモニターする指標**を設定

各主体の役割

連携・協働・・・循環型社会の形成に向け、すべての関係主体が相互に連携

国民

- ・マイ箸、マイバッグの利用などのライフスタイルの変革

NGO/NPO、大学等

- ・連携・協働のつなぎ手
- ・知見の充実や信頼情報の提供

事業者

- ・不法投棄の防止や3Rの徹底
- ・廃棄物処理の高度化、産業間連携

地方公共団体

- ・地域の循環型社会形成推進の中核として取組をリードしつつ、コーディネーターとして連携・協力を推進

国の取組・・・関係主体のパートナーシップを図るとともに、国全体の取組を総合的に実施

低炭素や自然共生との統合的取組（廃棄物発電やバイオマス利活用）

「地域循環圏」の形成推進、

3Rに関する国民運動

グリーン購入の徹底など循環型社会ビジネスの振興

発生抑制を主眼とした3Rの仕組みの充実

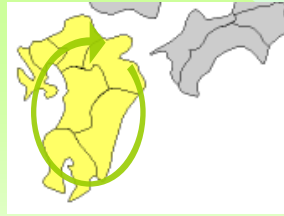
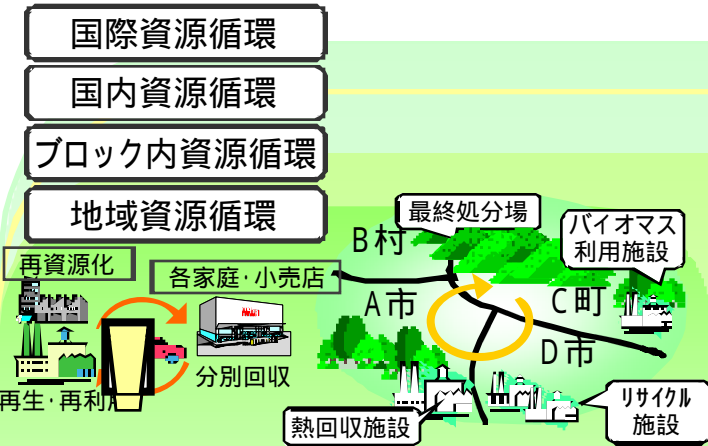
3Rの技術とシステムの高度化

情報把握と人材育成

ゴミゼロ国際行動計画や東アジア循環型社会ビジョン、資源生産性の向上等国际的な循環型社会の構築

地域循環圏について

- 循環資源の性質ごとに、地域の範囲別に分類したイメージ。
- 経済合理性や技術的可能性等の状況によって循環の範囲は異なるが、大まかに分類すると以下の通り。

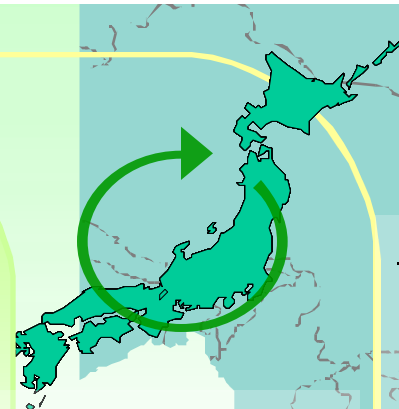


循環資源:

地域内で処理するには先端技術の不存在や量的問題などがあるため、輸送コストや処理特殊性を勘案しつつ、環境産業の集積した地域において処理することが有効な循環資源(金属や土石、処理困難物など)。

循環の範囲:

複数の都道府県ないし日本全国など、循環資源の特性などによって循環の範囲は異なる。
循環の範囲が広域であるため、エコタウンの連携、リサイクルポートの活用など環境産業の集積や静脈物流の整備が重要である。

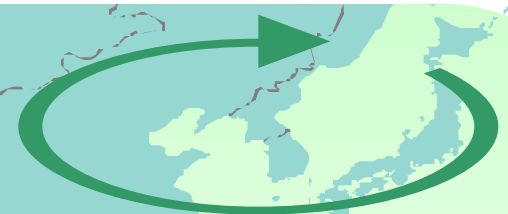


循環資源:

国際分業の推進によって適切な循環資源の活用が図られるもの。労働集約的なものや高度なりサイクル技術を要するものなど、各国の特性(人件費、技術力等)を活かした循環資源の利活用を推進する。
我が国では、製品から抽出できる微量の希少金属(例:インジウム)など、他国ではリサイクル困難な、高度なりサイクル技術を要する循環資源の活用が有効。

循環の範囲:

日本の循環資源のみでなく、海外において発生した循環資源も含める。
当面は東アジアを中心に、
まず各国の国内で循環型社会を構築し、廃棄物の不法な輸出入を防止する取組を充実・強化し、
その上で循環資源の輸出入の円滑化を図る
ことで、国際的な循環型社会の構築を推進する。



コミュニティ資源循環

循環資源:

不要になったものを近所で融通(リユース)、壊れた物を修理(リペア)する、廃食用油のバイオディーゼル燃料としての利用等、生活圏が中心。

循環の範囲:

地理的、社会的、経済的に密接な「コミュニティ」が対象範囲。

循環資源:

店頭回収品等や地域固有のバイオマス資源(間伐材や食品残渣等)など、「地域」内で利用することが経済的に有効で環境負荷も小さいと考えられる循環資源。

循環の範囲:

複数のコミュニティ、主体が連携する「地域」が対象範囲。都市部と農村部が連携して循環資源の活用を推進することなどが期待される。

地域循環圏の構築に係る国の主な施策について

▶ 地域循環圏の各層において追加又は強化することが考えられる国の主な施策

コミュニティ資源循環

地域資源循環

ブロック内資源循環

国内資源循環

国際資源循環

製品系循環資源
枯渇性資源を含む循環資源

PCB、アスベスト等の有害廃棄物処理

産業間連携による広域的素材利用

建設リサイクル法による再資源化の推進

自動車リサイクル法による使用済み自動車の回収、解体、部品リユース・リサイクル、素材リサイクル、エネルギー回収

家電リサイクル法に基づく使用済み製品回収、素材リサイクルの推進

資源有効利用促進法に基づく措置

広域認定、再生利用認定制度の活用

集団回収の活用等、リサイクルプラザ等での市民リサイクル

容器包装リサイクル法に基づく再商品化の推進、質の高いリサイクルの推進

食品リサイクル法に基づく食品リサイクルループの認定

国産バイオ燃料の生産拡大のための優遇

バイオマス・タウン構想への支援措置

バイオマス系循環資源

エコタウンの活用等リサイクル産業の集積や企業間連携に係る支援

・リサイクル目的での我が国への廃棄物等の輸入等環境保全上望ましい形での国際移動の円滑化

循環型社会形成推進交付金
地域循環圏の構築に係る事業への重点化

リサイクルポートの推進による海上輸送の円滑化等環境負荷の低い静脈物流システムの構築

共通インフラ

循環型社会の形成に向け地域で取り組んでいる各主体に対する支援
・エココミュニティ事業等

・バーゼル条約の履行
・諸外国と連携したバーゼル条約による規制対象物の明確化
・不法輸出入防止に向けたネットワークの充実

環境保全上適正な循環的利用及び処分の確保
(不法投棄防止対策、電子マニフェストの利用拡大等、廃棄物の適正処理確保対策)

システム全体の基盤整備

統計等の整備・拡充による循環資源等の流れの把握・分析、各主体の取組を促進するような情報提供、ネットワーク化

循環資源等の流れ・性質に応じた最適なシステムの検討

基礎研究、実用化開発等技術開発、3Rシステムの設計・評価、支援技術の研究開発

環境教育の充実～新しい環境教育の調査研究、環境教育実践普及、指導者の養成

3Rイニシアティブの国際的な推進

・G8における取組
・UNEP、OECD等のマルチプロセス
・ごみゼロ国際化行動計画の策定
・東アジア循環型社会ビジョンの策定
・日中、日韓等2国間の政策対話

色分け注
□:振興策
□:規制(緩和)策

新たな物質フロー指標案

現行の物質フロー指標

- 1 「入口」：資源生産性
・ GDP / 天然資源等投入量
- 2 「循環」：循環利用率
・ 循環利用量 / 総物質投入量
- 3 「出口」：最終処分量
・ 廃棄物最終処分量

拡充・
強化

1 目標を設定する指標

- (1) 「入口」：資源生産性 $\text{GDP} / \text{天然資源等投入量}$
- (2) 「循環」：循環利用率 $\text{循環利用量} / \text{総物質投入量}$
- (3) 「出口」：最終処分量 廃棄物最終処分量

2 目標を設定する補助指標

- (1) 土石系資源投入量を除いた資源生産性
- (2) 低炭素社会への取組との連携
廃棄物分野の排出削減対策による削減量
廃棄物部門由来の温室効果ガス排出量及び
廃棄物発電等により代替される化石燃料由来の
温室効果ガス排出量(計測のみ)

3 推移をモニターする指標

- (1) 化石系資源に関する資源生産性
- (2) バイオマス系資源投入率
- (3) 隠れたフロー・TMR(関与物質総量)
(推計例: 金属系資源輸入量の約2.2倍)
- (4) 国際資源循環を踏まえた指標
- (5) 産業分野別の資源生産性

4 今後の検討課題

環境影響負荷の算出に係る各国のインベントリ整備や国際的に共有しうる換算係数の設定など、今後の検討課題として明記

新たな循環基本計画における指標の充実（取組指標）

新たな取組指標案

現行の取組指標

- 1 循環型社会に向けた意識・行動の変化
 - ・廃棄物に対する意識・行動
 - 2 廃棄物等の減量化
 - (1) 一般廃棄物の減量化
 - (2) 産業廃棄物の減量化
 - 3 循環型社会ビジネスの推進
 - (1) グリーン購入の推進
 - (2) 環境経営の推進
 - (3) 循環型社会ビジネスの推進
- その他(参考)
- ・個別リサイクル法等の施行

拡充・強化

1 目標を設定する指標

- (1) 廃棄物等の減量化
 - ア 一般廃棄物の減量化
 - イ 産業廃棄物の減量化

(ア) 1人1日当たりのごみ排出量
(イ) 1人1日当たりの生活系ごみ排出量
(ウ) 事業系ごみ排出量
- (2) 循環型社会に向けた意識・行動の変化
- (3) 循環型社会ビジネスの推進
 - ア グリーン購入の推進
 - イ 環境経営の推進
 - ウ 循環型社会ビジネス市場の拡大
- (4) 個別リサイクル法等の着実な施行

2 推移をモニターする指標

- (1) レンタル・リース業の市場規模、詰め替え製品出荷率
- (2) レジ袋辞退率(マイバッグ持参率)、
使い捨て商品販売量(割り箸/特に輸入)
- (3) 中古品市場規模、リターナブルびんの使用率
- (4) 「リユースカップ」導入スタジアム数等
- (5) 地域の循環基本計画等策定数
- (6) ごみ処理有料化実施自治体率、リデュース取組上位市町村
- (7) 資源化等を行う施設数(リサイクルプラザ等)
- (8) 一般廃棄物リサイクル率、集団回収量、
リサイクル取組上位市町村、容器包装の分別収集の
実施自治体率、各品目別の市町村分別収集量等
- (9) 地方公共団体等主催の環境学習・相互交流会の実施回数、
「地域からの循環型社会づくり支援事業」への応募件数

循環型社会の構築における各主体の主な役割（総論）イメージ図

連携・協働

- ・すべての主体が相互に連携し、循環型社会の形成に向け、積極的な参加と適切な役割分担の下で着実に施策を実施
- ・国や地方公共団体の施策(計画等)の策定段階から実施にいたるまで、各主体が緊密に連携・参画
- ・地域における先進的な連携・取組の評価及びその情報発信を更に強化

国民

- ・消費者、地域住民として、自らも廃棄物等の排出者であり、環境への負荷を与えていることを自覚して行動
- ・循環型社会づくりの担い手であるとの認識を踏まえ、ライフスタイルの見直しも含めた行動
- ・モノを長持ちさせて大事に使うなど、「もったいない」の考え方に即した行動

NGO・NPO等

- ・各主体の環境保全活動のつなぎ手
- ・循環型社会の形成に資する活動や先進的取組の実施
- ・専門的な知見に基づく客観的な情報の提供

事業者

- ・「社会的責任(CSR)」を果たすこと
- ・排出者責任や拡大生産者責任を踏まえた廃棄物等の適正な循環的利用及び処分
- ・消費者との情報ネットワークの構築

地方公共団体

- ・法・条例の着実な施行
- ・地域の取組のコーディネータ及び主たる推進者
- ・廃棄物等の適正な循環的利用及び処分の実施

- ・循環基本計画の策定、関連する法律の着実な施行等、国全体の循環型社会形成に関する取組の総合的な推進
- ・循環型社会形成のための各主体の活動支援や情報整備・提供など各種政策手法の適切な活用による、各主体の行動の基盤づくり
- ・事業者・消費者として循環型社会の形成に向けた行動

国

【凡例】

- :第三次環境基本計画に盛り込まれているもの
- :その他新たに循環基本計画に盛り込むことが考えられるもの

国際的な循環型社会の構築における我が国の貢献

循環資源の国際的な動き

現状：アジアをはじめとする各国の経済発展による世界全体での廃棄物の発生量の増加
リサイクルの進展や資源需要の増加による循環資源の越境移動量の急激な増加
循環資源の不適切な処理・循環的利用による環境被害の可能性（E-waste問題等の発生）

国際的な循環型社会の構築に向けた我が国の貢献

アジアや世界で3Rを推進するため、「新・ゴミゼロ国際化行動計画」等の国際協力を充実

我が国の制度・技術・経験の国際展開

安全で衛生的なし尿処理システムの普及支援等を通じ、アジアからアフリカまで幅広く展開

東アジアにおける資源循環の実現

- ・「東アジア循環型社会ビジョン」の策定及び実現へ向けた二国間の政策対話や多国間プロセスでの協力
- ・3Rの考え方等の基本認識の共有

アジア3R研究・情報ネットワーク

政策・経験の共有を通じて各国の3Rの取組を支援

まず各国の国内で循環型社会を構築し、
廃棄物の不法な輸出入を防止する取組を充実・強化し
その上で循環資源の輸出入の円滑化を図る

アジア等

G8等

資源生産性向上の取組に対する貢献

- ・資源生産性向上など、G8の先頭に立ち3Rイニシアティブをさらに展開
- ・環境影響の評価等も念頭に置いた、資源生産性など物質フロー指標の国際共同研究の推進
 - OECDにおいて、物質フローと資源生産性に関する作業等を支援
 - UNEPにおいて、「持続可能な資源管理に関する国際パネル」を支援